

2015. 7.29

EU食品容器包装材指令遵守宣言書

発行 07/2015

| | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 会社名 | 株式会社テクノスタッフ工業 |
| 品目概要 | IEC61340-4-42010 L2 仕様適合品 静電気拡散性内袋 |
| ロットナンバー、もしくは分析したサンプルとの関連 | 799-2015-00056363 |
| 商品名 | STAT-FCB |

これによって我々は上記プラスチック製品について以下の指令・法規に従うことを確認する

| | |
|-------|---|
| 1. 汎用 | EU 評議会議決 2011 年 10 月 27 日付体制規制 (EC) No. 1935/2004 |
| | 2011 年 1 月 14 日改正 プラスチック規制 (EC) No. 10/2011 |

SML 物質

| | |
|---|--|
| 2. 改正プラスチック規制 (EC) No. 10/2011 のもとで制限およびまたは列挙され用いた物質を整理 | 調査された製品に含まれる SML を持つすべての物質の適合性を確認し、その規制に対するコンプライアンスは、分析、計算、その他のもっともらしい方法より確認されました。分析結果はレポート AR - 15 - JR - 011993-02 を参照 |
|---|--|

二重使用添加物

| | |
|---------------|----|
| 3. 食品に制限される物質 | なし |
|---------------|----|

プラスチック製品が食料品容器として使用が認証されるもの（適応範囲）

| | |
|---|--|
| 4. プラスチック製品が直接接触すること を許容される食品形態 | 乾燥食品 |
| 5. 食品容器に直に触れながら扱われ、保 存される時間、温度条件 | 室温 6 ヶ月以上の長期保管 および 70°C 2 時間、100°C 15 分 |
| 6. プラスチック製品に規定されている料品 単位体積当たりの表面面積の比 | 1.2 / 3d m ² /g 模擬食料品 |

10/2011 条項 3 によるバリア機能

| |
|----|
| なし |
|----|

(EC) No1935/2004 規制及び (EC) No10/2011 の EU プラスチック規制において、直に食品に触れる包材として使用されることに問題はありません。

この宣言書は乾燥食品及び上述の適応範囲内において有効です。

製品者はこの宣言書に記述されてない食品や温度にて使用されたことによる起こり得る、あらゆる問題について保証しません。

この宣言書における包材が、85/572/EEC 指令にリストされる特性から、かなりかけ離れて使用される場合に備えて、それぞれ本当の食品を用いて新しいテストをする必要があるかもしれません。

この宣言書はテストされたサンプルに基づいています。そして、製造者（供給者）は日常的に供給するそれらの製品が、テストサンプルと合致することを保証します。

原料それらの配合、製造工程のいかなる変化も、製品の迎合性に影響を耐える可能性がありますが、それらが変更されず、関連する法規が変更されない限り、この宣言書は有効です。

2015・7・29

供給会社の法的に拘束力のあるサイン

会社名：テクノスタッフ工業株式会社

日本国 栃木県那須塩原市下厚崎 5-381

会長 中沢敏志